

第6編 特殊災害対策編

第1章 総則

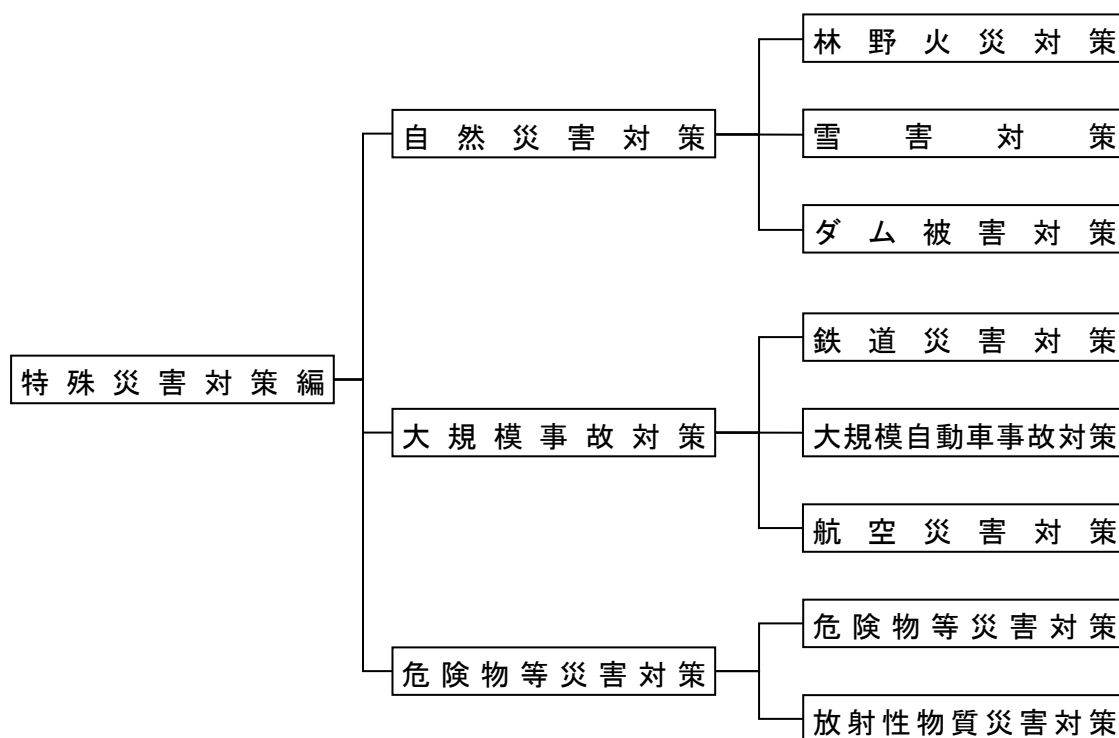
第1 計画の目的

本編は、特殊災害対策計画として、地震、風水害以外の特殊な自然災害、大規模な事故災害等に対する対応について定める。

なお、特殊災害においては、災害の性質から町単独で対処することが困難なことが予想されるため、県、警察、消防、関係機関と連携を図り、町民の安全の確保、負傷者の救護を重視し対策を実施する。

第2 計画の構成

本編の構成は次のとおりである。



第2章 自然災害対策

第1節 林野火災対策

本部班・広報情報班・消防団

<留意点>

本町においては、林野火災が発生する林野はないが、周辺市町村の林野に火災が発生した場合、状況によっては、対応が必要となる可能性がある。そのため、周辺市町村において、林野火災が発生した場合の対応について定める。

- ・的確な情報伝達活動を実施すること。
- ・広域との連携を強化すること。

<対策>

	内容・項目
林野火災対策	第1 情報の収集
	第2 情報伝達活動の実施
	第3 避難誘導
	第4 消火活動の支援

第1 情報の収集

周辺市町村において、林野火災が発生した場合、町は、周辺市町村、県、消防等の関係機関と連携して、火災の発生場所、延焼の危険性、火災の状況、消火活動の状況等の必要な情報を収集する。

第2 情報伝達活動の実施

広報情報班は、町民が混乱しないよう、情報伝達活動を実施する。情報伝達活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第4節災害情報伝達活動」(P160)に準じて行う。

第3 避難誘導

周辺市町村における林野火災により、避難が必要となった場合の避難指示については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第7節避難活動」(P175)に準じて行う。

第4 消火活動の支援

消防団は、必要に応じて他市町村、広域が行う消防活動に対して、協力し、消火活動にあたる。消火活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第5節消防・救出・救助活動」(P165)に準じて行う。

第2節 雪害対策

本部班・広報情報班・計画整備班

<留意点>

本町は、比較的温暖であり、降雪は非常に少ない。その反面、相当量の降雪に見舞われた場合、交通機関のまひ、スリップ等により交通事故、転倒による負傷等が発生する可能性がある。

- ・的確な情報伝達活動を実施すること。
- ・事故防止に努めること。

<対策>

	内容・項目
雪害対策	第1 情報の収集
	第2 情報伝達活動の実施
	第3 除雪作業の実施
	第4 医療・救護の実施

第1 情報の収集

本部班、広報情報班は、気象情報の収集に努める。また、計画整備班は、道路の状況について情報を収集する。

第2 情報伝達活動の実施

広報情報班は町民に対し、安全運転、転倒防止に関する情報、住宅周辺の除雪のお願い等の情報伝達活動を実施する。情報伝達活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第4節災害情報伝達活動」(P160) に準じて行う。

第3 除雪作業の実施

相当量の降雪があった場合、県、市町村等の道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施する。県の管理道路においては、雪氷対策実施要領に基づき実施する。町の管理道路については、計画整備班が民間事業者の協力のもと除雪を実施する。

第4 医療・救護の実施

医療機関は、事故による負傷者の発生に備える。医療・救護活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第6節医療・救護活動」(P171) に準じて行う。

第3節 ダム被害対策

本部班・広報情報班

<留意点>

ダムにおいては、綿密な構造計算のうえ、十分な安全性が確保されており、相当規模の地震に対しても耐えられる構造をもっている。しかし、予想を上回る地震が発生した場合、航空機の激突等、特殊な事態が発生した場合など、絶対安全はありえない。

そのため、ダムに被害が発生し、洪水が発生した場合、発生危険性が生じた場合の対策について定める。

- ・的確な情報伝達活動を実施すること。
- ・パニックの防止に努めること。

<対策>

	内容・項目
ダム被害対策	第1 ダムの状況
	第2 情報の収集
	第3 情報伝達活動の実施
	第4 避難誘導の実施

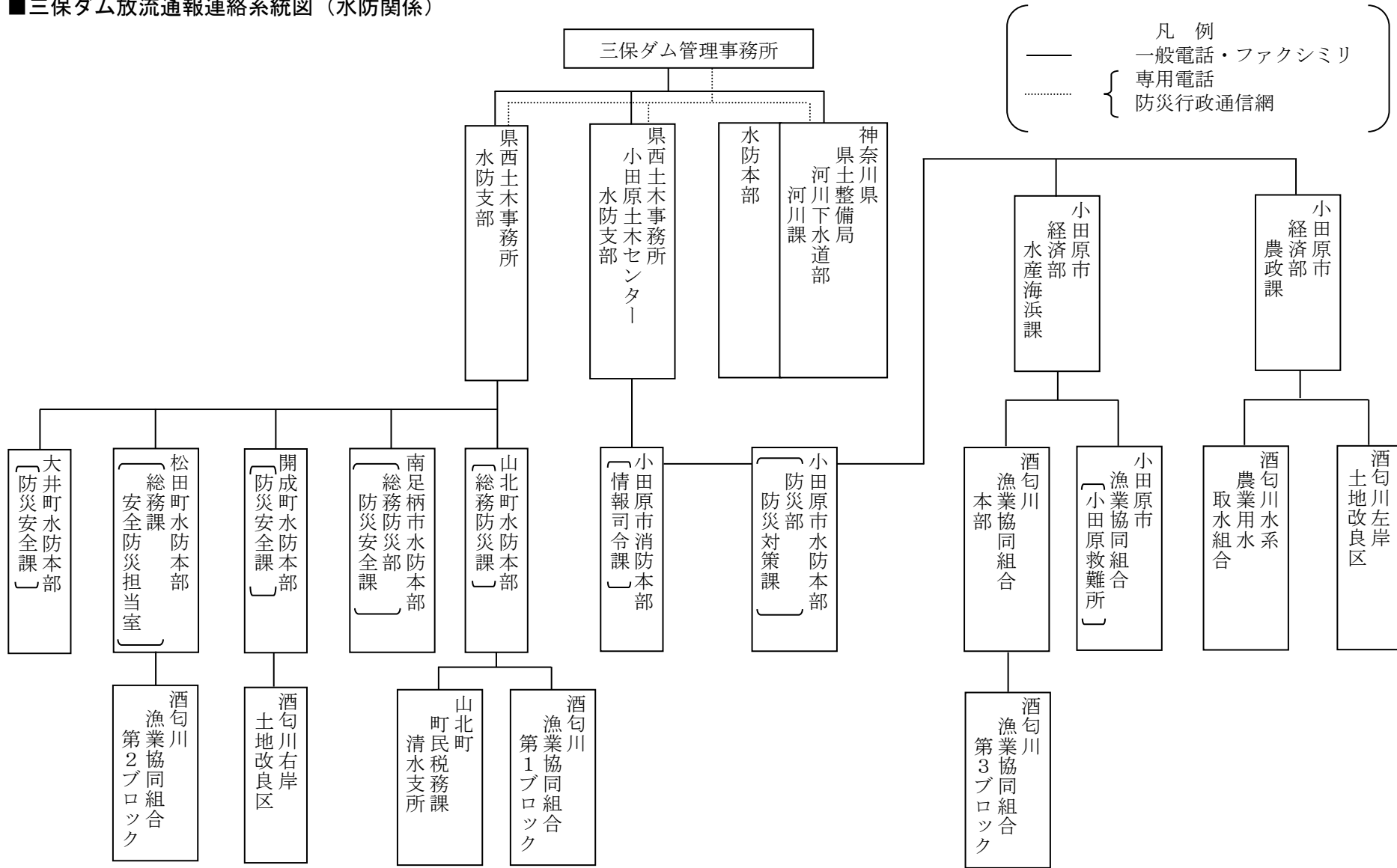
第1 ダムの状況

本町を流れる酒匂川上流には三保ダムがある。三保ダムは、県、県内広域水道企業団、東京発電株式会社により、昭和53年（1978年）に完成した多目的ダムで、堤長588m、高さ95m、有効貯水量は5,450万m³となっている。

第2 情報の収集

ダムにおいて被害が発生した場合又は被害の危険性が生じた場合、本部班、広報情報班は、ダム管理者、県、関係機関等からダムの被害状況、災害発生の危険性等、必要な情報を収集する。

■三保ダム放流通報連絡系統図（水防関係）



※神奈川県水防計画第7章水防時における通信連絡基本系統図により関係機関へ連絡する。
 ※「三保ダム放流警報要領」より記載。

第3 情報伝達活動の実施

広報情報班は、町民が混乱しないよう、情報伝達活動を実施する。情報伝達活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第4節災害情報伝達活動」(P160)に準じて行う。

第4 避難誘導の実施

ダムの被害により、避難が必要となった場合の避難指示については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第7節避難活動」(P175)に準じて行う。ただし、避難場所等については、ダムの被害により、洪水等が発生した場合又は発生の危険性がある場合においては、広域的な被害となるため、避難場所が十分安全かどうか確認して避難誘導を行う。

第3章 大規模事故対策

第1節 鉄道災害対策

本部班・広報情報班

<留意点>

大規模な鉄道事故が発生した場合、負傷者の救護を再優先するとともに、二次災害の防止、的確な情報伝達活動による混乱の防止、迅速な復旧に努める。

- ・人命救助を最優先すること。
- ・的確な情報伝達活動を実施すること。

<対策>

	内容・項目
鉄道災害対策	第1 事故予防対策の実施状況
	第2 情報の収集
	第3 活動体制の確立
	第4 情報伝達活動の実施
	第5 消火活動の実施
	第6 医療・救護活動の実施

第1 事故予防対策の実施状況

鉄道事業者は、橋梁、高架橋、ずい道等構造物の点検補修、保安装置の装備、事故想定訓練の実施、車内掲示等の防災情報伝達など事故予防対策を実施している。

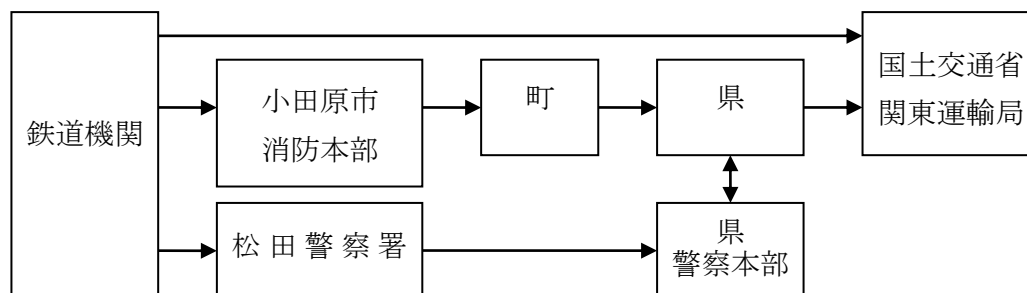
■保安装置

種類	内容
自動列車停止装置 (ATS)	信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、自動的に列車が停止機能をもっている。
自動列車制御装置 (ATC)	先行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる機能である。
列車無線装置	走行中の列車と運輸指令所、駅とを連絡できる無線で、列車から非常発報信号の発信により、発信した列車の前後1キロメートルの範囲内を走行中の列車に「停止」の緊急通報ができる。
踏切支障通報装置	踏切内に列車の進行を妨げる障害物があると、発光信号が点滅し、運転士に危険を知らせる。

第2 情報の収集

本部班、広報情報班は、鉄道事業者と連携し、事故の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。なお、事故発生時の連絡系統は、おおむね次のとおりである。

■大規模な鉄道事故が発生した場合の連絡系統



第3 活動体制の確立

大規模な鉄道事故が発生し、その対応を必要と判断した場合、町は、災害対策本部を設置し、情報の収集、情報伝達活動、負傷者の救助、医療活動等の対策を行う。

対策の実施においては、鉄道事業者、関係機関と連携し円滑な活動を行う。

第4 情報伝達活動の実施

鉄道事業者は、利用客に対し、駅構内放送、車内放送、掲示等により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに誘導案内の徹底を図る。

広報情報班は、必要に応じて鉄道事業者、関係機関と連携し、町民、乗客に対して情報伝達活動を実施する。

第5 消火活動の実施

鉄道事故が発生した場合、火災が発生する可能性がある。そのため、消防団は、いつでも出動できる体制を確立し、火災の発生に備える。消火活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第5節消防・救出・救助活動」(P165)に準じて行う。

第6 医療・救護活動の実施

町、消防団、医療機関、小田原市消防本部、松田警察署は、列車の火災、衝突、脱線等の鉄道事故が発生した場合、乗客の救出、医療活動を実施する。

負傷者が多数発生し、近隣において対応が不可能な場合、県、足柄上医師会等に救護班等の派遣を要請し、負傷者の応急処理を行う。

第2節 大規模自動車事故対策

本部班・広報情報班・計画整備班

<留意点>

大規模な自動車事故が発生した場合、迅速な対応を実施し、負傷者の救出、救護を行うとともに、情報伝達活動による渋滞の防止、できるだけ早い道路機能の回復に努める。

- ・人命救助を最優先すること。
- ・迂回の指示等の的確な情報伝達活動により渋滞の防止に努めること。

<対策>

	内容・項目
大規模自動車 事故対策	第1 情報の収集
	第2 活動体制の確立
	第3 情報伝達活動の実施
	第4 消火活動の実施
	第5 医療・救護活動の実施
	第6 事故処理対策の実施

第1 情報の収集

大規模な自動車事故が発生した場合、本部班、広報情報班は、警察と連携し、事故の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

第2 活動体制の確立

大規模な自動車事故が発生した場合、警察を中心として事故の対策が実施される。町は、必要に応じて、負傷者の救護、情報伝達活動等が実施できる体制を確立する。

第3 情報伝達活動の実施

大規模な自動車事故が発生した場合、警察は、必要に応じて、交通規制等に関する情報伝達活動を実施し、渋滞の防止に努める。

広報情報班は、必要に応じて警察、関係機関と連携し、町民、運転手に対して情報伝達活動を実施する。

第4 消火活動の実施

大規模な自動車事故が発生した場合、火災が発生する可能性がある。そのため、消防団は、いつでも出動できる体制を確立し、火災の発生に備える。消火活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第5節消防・救出・救助活動」(P165)に準じて行う。

第5 医療・救護活動の実施

町、消防団、医療機関、小田原市消防本部、松田警察署は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

負傷者が多数発生し、近隣において対応が不可能な場合、県、足柄上医師会等に救護班等の派遣を要請し、負傷者の応急処理を行う。

第6 事故処理対策の実施

警察等により、事故原因、事故車両の調査が完了した場合、道路管理者は、警察と連携し、事故車両の移動、道路の補修等を実施し、道路の機能の回復に努める。

第3節 航空災害対策

本部班・広報情報班

<留意点>

航空機が墜落した場合、相当の被害が予想される。関係機関と連携のもと、負傷者の救助を行う。

- ・人命の救助を最優先すること。
- ・関係機関と連携し応急対策を実施すること。

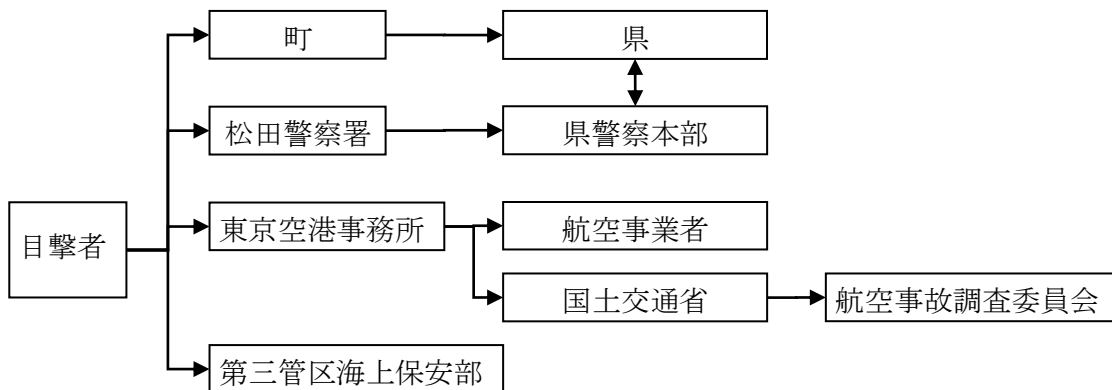
<対策>

	内容・項目
航空災害対策	第1 情報の収集
	第2 活動体制の確立
	第3 事故現場の立ち入り制限
	第4 情報伝達活動の実施
	第5 消火活動の実施
	第6 医療・救護活動の実施

第1 情報の収集

本部班、広報情報班は、関係機関と連携し、事故の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

■航空機墜落情報の連絡系統



第2 活動体制の確立

町域、近隣において、民間旅客機等の大型の航空機が墜落した場合、軽飛行機、ヘリコプター等の小型の航空機が墜落した場合で特に必要と判断された場合、町は災害対策本部を設置して、負傷者の救護、情報伝達活動等が実施できる体制を確立する。

大型の航空機が墜落した場合、国、県の現地対策本部の設置、自衛隊の出動が予想されるため、活動の実施については、それらの関係団体と連携して実施する。

第3 事故現場の立ち入り制限

航空機が墜落した場合、事故現場は爆発等の二次災害が発生する危険性がある。また、事故原因の調査、究明を行うため、事故現場の保全は重要である。そのため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

第4 情報伝達活動の実施

広報情報班は、必要に応じて関係機関と連携し、情報伝達活動を実施する。

大型の航空機が墜落した場合、報道関係、国、県、航空会社、航空事故調査委員会等が情報伝達活動を実施するため、それらの関係団体と連携して実施する。

第5 消火活動の実施

航空機が墜落した場合、火災が発生する可能性があるため、消防団は、いつでも出動できる体制を確立し、火災の発生に備える。引火しやすい航空燃料であることを十分に考慮し、消火活動については、関係機関と連携し、「第2編地震災害対策 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第5節消防・救出・救助活動」(P165)に準じて行う。

第6 医療・救護活動の実施

町、消防団、医療機関、小田原市消防本部、松田警察署は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

負傷者が多数発生し、近隣において対応が不可能な場合、国、県、足柄上医師会等に救護班等の派遣を要請し、負傷者の応急処理を行う。

第4章 危険物等災害対策

第1節 危険物等災害対策

本部班・広報情報班

<留意点>

危険物の流出・火災・爆発、高圧ガスの流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・流出、火薬類の火災・爆発等による災害の発生に対する対策について定める。

- ・的確な情報伝達活動を実施すること。
- ・パニックの防止に努めること。

<対策>

	内容・項目
危険物等災害対策	第1 予防措置の状況
	第2 情報の収集
	第3 体制の確立
	第4 情報伝達活動の実施
	第5 避難誘導の実施
	第6 医療・救護活動の実施
	第7 拡散・消火防止活動の実施

第1 予防措置の状況

危険物等の貯蔵、取扱いを行う事業者は、次に示す法令で定める技術基準を遵守するよう定められている。

■取扱いに関する法令

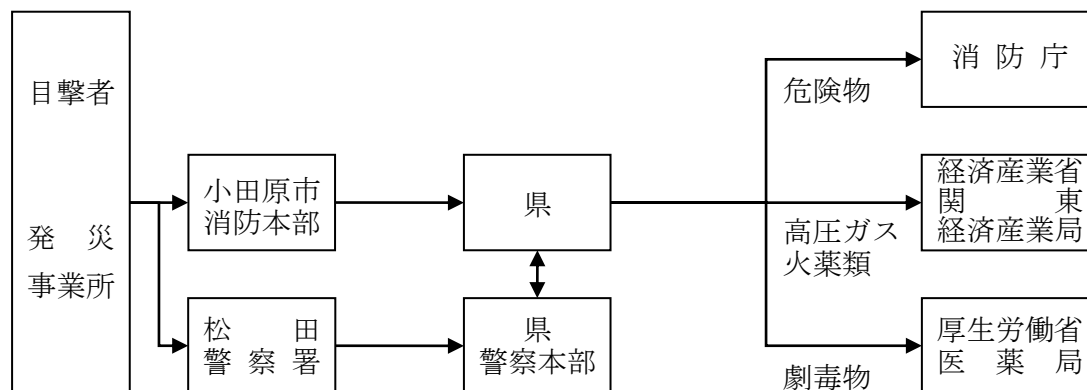
種類	法令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法
液化石油ガス	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
火薬	火薬類取締法
毒物及び劇物	毒物及び劇物取締法

第2 情報の収集

本部班、広報情報班は、危険物施設の管理者、関係機関と連携し、危険物の流出、火災の発生状況、被害の危険性、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

危険物が流出、火災、爆発等した場合の連絡系統は、おおむね次のとおりである。

■危険物が流出、火災、爆発等した場合の連絡系統



第3 体制の確立

危険物が流出、火災、爆発等した場合、大きな被害、又は危険性が発生することが予想される。町民の安全を確保するため、町は、必要に応じて災害対策本部を設置して、負傷者の救護、情報伝達活動等が実施できる体制を確立する。

第4 情報伝達活動の実施

広報情報班は、町民が混乱しないよう、被害の状況、危険性等について情報伝達活動を実施する。情報伝達活動については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第4節災害情報伝達活動」(P160)に準じて行う。

第5 避難誘導の実施

危険物の流出、火災、爆発等により、避難が必要となった場合、町は町民を避難させる。避難については、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第7節避難活動」(P175)に準じて行う。

第6 医療・救護活動の実施

町、消防団、医療機関、小田原市消防本部、松田警察署は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

負傷者が多数発生し、近隣において対応が不可能な場合、国、県、足柄上医師会等に救護班等の派遣を要請し、負傷者の応急処理を行う。

第7 拡散・消火防止活動の実施

町、小田原市消防本部、松田警察署は、危険物等の貯蔵、取扱いを行う事業所に被害が発生した場合、危険物施設の管理者、関係機関と連携し、危険物の流出の拡大防止のための措置を行う。

また、火災が発生した場合、小田原市消防本部、消防団は、危険物施設の管理者、関係機関と連携し、危険物の特性等を十分踏まえて消火活動にあたる。

第2節 放射性物質災害対策

本部班・広報情報班

<留意点>

本町周辺には、原子力発電所、核燃料再処理施設等の核関連施設は立地していないため、放射能流出事故の危険性は、低いと思われる。しかしながら、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故にみられるとおり、一度事故が発生した場合、被害の範囲は広範囲かつ長期間にわたり甚大となるため、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策の実施が図られるよう必要な災害予防対策を実施する。また、本町の近くを東名自動車道が横断しており、核関連の運搬車の事故による放射能の流出等の状況を想定し、対策を定める。

- ・的確な情報伝達活動を実施すること。
- ・パニックの防止に努めること。

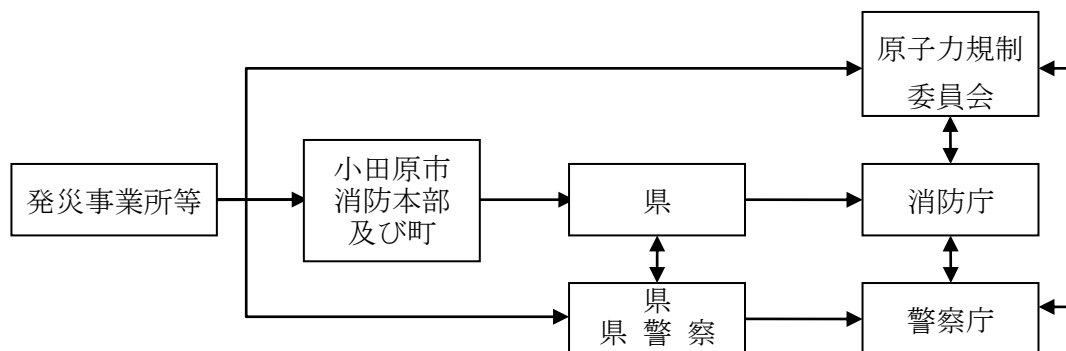
<対策>

	内容・項目
放射性物質災害対策	第1 情報の収集
	第2 活動体制の確立
	第3 情報伝達活動の実施
	第4 避難誘導の実施

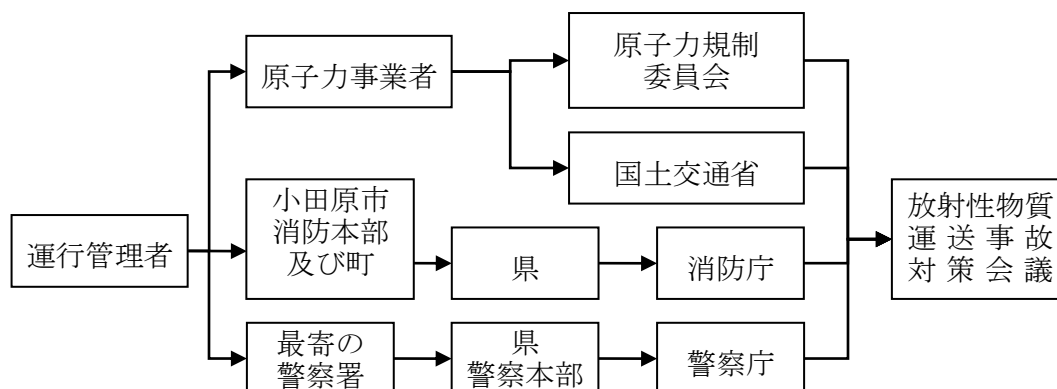
第1 情報の収集

本部班、広報情報班は、関係機関と連携し、被害状況、危険性等の情報を収集する。

■放射性物質取扱事業所等の事故が発生した場合の連絡系統



■放射性物質輸送時の事故が発生した場合の連絡系統



第2 活動体制の確立

放射能流出事故が発生した場合、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、必要な措置を講じる。さらに、必要に応じて災害対策本部を設置して、情報伝達活動、避難活動等の応急対策を実施する。

第3 情報伝達活動の実施

放射能流出事故が発生した場合、混乱が発生する危険性があるため、広報情報班は、関係機関と連携し、町民に事故の状況、危険性、避難の必要性等、的確な情報伝達活動を行う。

第4 避難誘導の実施

避難が必要となった場合、「第2編地震災害対策編 第2部災害時応急対策計画 第2章応急対策活動 第7節避難活動」(P175)に準じて避難活動を行う。

